

沖縄県看護研修センター使用規程

公益社団法人沖縄県看護協会

(趣旨)

第1条 この規程は沖縄県看護研修センター（以下「センター」という）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 使用目的は保健医療及び福祉に関する教育、研修、講習、会議等とし、センターの管理及び運営に支障のない範囲において使用させるものとする。

2 使用は土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日の9時から17時までとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用の承認)

第3条 センターを使用しようとする者は、使用許可申請書（様式1）に所要事項を記載して事務局へ申し込むものとする。

(使用料)

第4条 センターを使用する者は、維持費として使用料を納入しなければならない。使用料については別に定める。

(使用料の減額)

第5条 使用料の減額は、国、地方公共団体、看護関係者等による看護に関する研修等に使用する場合とする。減額の基準は別に定める。

2 前項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、使用料減額申請書（様式2）を提出し承認を受けなければならない。

(使用者の心得)

第6条 センターの使用者は、事務局の指示に従い他人の迷惑にならないよう注意するとともに、施設及び器具を破損することがないように注意しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は退出を求めることができ、以後使用を認めないことができる。

3 故意又は重大な過失によって器物を破損又は喪失した者は、これを弁償しなければならない。

4 使用に係る事故の責任は使用責任者が負わなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月22日から施行する。

別表第1 (第4.条関係)

沖縄県看護研修センター使用料

公益社団法人沖縄県看護協会

センター使用料

税抜価格(単位:円)

会場	広さ (㎡)	収容人員 (人)	会員料金			非会員料金		
			貸出料金(円)	延長料金 (1時間当り)		貸出料金(円)	延長料金 (1時間当り)	
第1研修室 (3階)	374	センター 貸出担当に 要確認	終日	34,000	4,250	終日	68,000	8,500
			半日	17,000		半日	34,000	
第2研修室 (3階)	109	"	終日	10,000	1,250	終日	20,000	2,500
			半日	5,000		半日	10,000	
第3研修室 (3階)	108	"	終日	10,000	1,250	終日	20,000	2,500
			半日	5,000		半日	10,000	
第4研修室 (3階)	58	"	終日	5,000	625	終日	10,000	1,250
			半日	2,500		半日	5,000	
第5研修室 (4階)	166	"	終日	20,000	2,500	終日	40,000	5,000
			半日	10,000		半日	20,000	
技術演習室 (4階)	90	"	終日	8,000	1,000	終日	16,000	2,000
			半日	4,000		半日	8,000	
OA視聴覚室 (3階)	39	"	終日	5,000	625	終日	10,000	1,250
			半日	2,500		半日	5,000	

冷房等使用料

税抜価格(単位:円)

会場	広さ (㎡)	収容人員 (人)	冷房等使用料 (1時間当たり)	備考
第1研修室 (3階)	374	センター貸出 担当に確認	1,700	
第2研修室 (3階)	109	〃	500	
第3研修室 (3階)	108	〃	500	
第4研修室 (3階)	58	〃	250	
第5研修室 (4階)	166	〃	1,000	
技術演習室 (4階)	90	〃	400	
OA 視聴覚室 (3階)	39	〃	250	

機器使用料

税抜価格(単位:円)

種 類	型番等	半 日	終日	備考
電動スクリーン	付帯		1,000	
簡易型スクリーン			500	
液晶プロジェクター	付帯		3,000	
〃	SONY PL-FX30		2,000	
〃	EPSON EMP-823		2,000	
〃	EPSON B-1770W		2,000	
〃	EPSON EB-1725		2,000	
液晶テレビ	SONY 60型		4,000	

有線マイク		250	500	〈各会場のマイク本数表〉			
					有線	ハンド	タイピン
ハンド型マイク		400	800	第1	1	5	1
				第2	1	3	1
タイピン型マイク		400	800	第3	1	3	1
				第4	1	3	1
				第5	1	3	1
				技術	1	2	3
				OA	1	2	1
ポータブルアンプ	ハンドマイク1本付		3,000				
ノートパソコン			2,000				
レーザーポインター			100				
OHC(書画カメラ)	付帯		1,000				
OHP	EH-360PZ		1,000				
ブルーレイプレーヤー	付帯	2,000	4,000				
ビデオデッキ		2,000	4,000				
音楽デッキ	(カセット・CD)	1,000	2,000				
実習用ベッド 1台			1,000				
実習用人形			2,000				
シーツ 1枚			350				(クリーニング代実費)

備考

1 本協会職員による労務提供の対価について

本センターの使用に関して使用者の要請に応じて本協会職員が労務を提供した場合は、使用者は次の対価を支払うものとする。

1人1時間につき 1,500円

- 2 商業宣伝・営利またはこれらに類似する行為を目的として使用する場合の使用料について
- ・研修センター使用規程第2条第1項の使用目的・内容に沿う展示・販売等で使用する場合とする。
 - ・使用する場所は各研修室又はラウンジとする。
 - ・研修室の使用料は非会員に係る研修室使用料区分欄の2倍とする。
 - ・ラウンジを商業宣伝・営利またはこれらに類似する行為を目的として使用する場合の使用料は次のとおりとする。

ラウンジ	使用料 (終日)	備考
1階ラウンジ	68,000 円	第1研修室の非会員料金に準じる。
2階ラウンジ	40,000 円	第5研修室の非会員料金に準じる。
3階ラウンジ	20,000 円	第2研修室の非会員料金に準じる。
4階ラウンジ	10,000 円	第4研修室の非会員料金に準じる。

別表第2 (第5条関係)

沖縄県看護センター使用料減額基準

	使用者	減ずる額
1	国及び地方公共団体が看護に関する研修等に使用する 場合であって会長が認めた者	非会員に係る使用料の30%以内
2	看護協会の会員で構成する団体が看護に関する研修等 に使用するとき	会員に係る使用料の50%以内
3	上記1及び2以外で、会員を含む看護関係者で構成す る団体が看護に関する研修等で使用するとき	会員に係る使用料の30%以内